

第25期第30回長沼町農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和7年12月23日 午後4時00分から午後5時15分まで

2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

3 出席委員（16人）

| | | | | | | | |
|---------|-----|----|----|-----|----|----|--|
| 会長 | 16番 | 高宮 | 徹 | | | | |
| 会長職務代理者 | 15番 | 山田 | 浩之 | | | | |
| 委員 | 1番 | 吉田 | 茂 | 2番 | 三上 | 守親 | |
| | 3番 | 遠藤 | 拓身 | 4番 | 近藤 | 修一 | |
| | 5番 | 鵜野 | 秀樹 | 6番 | 伊東 | 俊彦 | |
| | 7番 | 秋葉 | 信勝 | 8番 | 窪田 | 秀治 | |
| | 9番 | 広嶋 | 浩一 | 10番 | 阪 | 由平 | |
| | 11番 | 柴田 | 佳夫 | 12番 | 南 | 貴文 | |
| | 3番 | 青野 | 恭則 | 14番 | 大橋 | 豊幸 | |

4 欠席委員（なし）

5 付議事項

- | | | | |
|-----|----|---|----------|
| 日程第 | 1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 〃 | 2 | 会務報告 | |
| 〃 | 3 | 総会諸報告 | |
| 〃 | 4 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について | (議案第 1号) |
| 〃 | 5 | 現況証明願について | (議案第 2号) |
| 〃 | 6 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (議案第 3号) |
| 〃 | 7 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (議案第 4号) |
| 〃 | 8 | 買入協議を行った農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について (農地売買等事業～貸付タイプ5年) | (議案第 5号) |
| 〃 | 9 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について (農地売買等事業～即売りタイプ・貸付タイプ【5年】) | (議案第 6号) |
| 〃 | 10 | 農地所有適格法人要件の確認について | (報告第 1号) |

6 出席職員

事務局長 市村智継
事務局書記 吉田莉子

7 会議概要

別紙のとおり

局長

定刻となりましたので只今より第25期 第30回長沼町農業委員会総会を開催いたします。初めに、高宮会長から御挨拶をお願いいたします。

会長

本日は、お忙しい中出席をいただきありがとうございます。また、本年も最後の月となりましたが、今年は4月の年度初めから基盤強化法の改正により今まで集積計画による農地の売買や賃貸が、公社を通す促進計画に変更され、手続きの複雑さや、決定までの時間、手数料の増加など不本意な制度改正により事務局はじめ私たち農業委員も大変苦労した年でありました。

今後は年末を控え、行政区の役員会や総会などの行事も行われ、皆さんにおいても農業委員としての挨拶や対応など、益々ご多忙な日々を過ごしていることと思いますが健康には十分留意し元気に新年を迎えていただきたいと思います。

天候につきましては先週は最低気温の日が氷点下10度、最高気温の日がプラス10度と非常に大きな寒暖差があり、北海道の一部の地域においては大雪が降り交通機関のマヒも起こっております。

今後も大雪の可能性もありますので車の運転には十分注意し交通事故が無いようお願いいたします。

なお、今月の総会は議案6件、報告1件を予定しておりますので、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶いたします。

議長

それでは、ただ今から「第30回長沼町農業委員会総会」を開会します。ただ今の出席委員数は、16人全員であります。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

会議規則第9条の規定により、14番大橋委員及び15番山田代理を指名いたします。

日程第2、「会務報告」を行います。

会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で会務報告を終わります。

| | |
|-----|---|
| 局長 | 日程第3、「総会諸報告」を行います。 総会諸報告については事務局から内容の説明をします。 (内容説明) 以上で総会諸報告を終わります。 |
| 議長 | ただ今、総会諸報告について、事務局から報告をいただきました。 特に質問があればお受けいたします。何かご質問はないでしょうか。 |
| 委員 | (なし) |
| 議長 | 無いようですので、以上で「総会諸報告について」を終了いたします。 |
| 局長 | 日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。 それでは概要を説明いたします。案件は4件で、そのうち2件は他の農業者へ賃貸借を行うため解約をするもので、他の2件についてはもともと公社から5年賃貸をしていた農業者が都合により5年後に購入できなくなったため他の農業者に権利移転をするために合意解約するものであります。 概要説明は以上です。 |
| 議長 | 引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 |
| 事務局 | (議案の朗読) 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 |
| 議長 | ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。 ご質問があればお受けいたします。何かございませんか。 |
| 委員 | (なし) |
| 議長 | 無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号について、通知書のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。 |
| 委員 | (全員挙手) |
| 議長 | ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。 日程第5、議案第2号「現況証明願いについて」を議題といたします。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>なお、現地調査につきましては、1番 吉田委員、2番 三上委員、3番 遠藤委員でございます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは、受付番号1番について担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>(現地調査1の報告)</p> <p>1番の 吉田 です。</p> <p>先日の12月22日、三上委員、遠藤委員、事務局2名、私と5人で現地調査を実施いたしました。</p> <p>受付番号1番の申請地は[]で、道道[]と町道[]の交差点から東に約20mの北側に位置した場所にあり、登記簿上の地目は「畑」となっています。今回は依頼主より登記地目の整理を行いたいと申し出があり現況証明願いが提出されたところです。</p> <p>確認の結果、申請地はもともと住宅が建設されていて、役場にも近く、住宅や工場に囲まれた場所にある事から、現況は農地として活用することは非常に難しいものであるため申請のとおり宅地であると確認をしてきました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。続きまして受付番号2番について担当委員から報告願います。</p> <p>(現地調査の2報告)</p> <p>2番の三上 です。</p> <p>先日の12月22日、吉田委員、遠藤委員、事務局2名、私と5人で現地調査を実施いたしました。</p> <p>受付番号2番の申請地は[]で、町道[]と町道[]の交差点から南に約100mの位置にあり、登記簿上の地目は「田」となっています。今回は依頼主より登記地目の整理を行いたいと申し出があり現況証明願いが提出されたところです。</p> <p>確認の結果、申請地は昭和49年の宅地申請当時から分筆され分譲されている事から、現況は農地として活用することは非常に難しいものであるため申請のとおり原野であると確認をしてきました。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | 以上で報告を終わります。 |
| 局長 | ありがとうございました。 |
| 局長 | それでは、現況証明ついて、事務局から補足説明をいたします。 |
| 局長 | 願い出番号1番について補足説明をいたします。申請地1は[]で昭和39年7月に住宅建設目的で5条転用の許可を受け住宅が建設されましたが、登記の手続きがされなかったため「畑」のまま残っている状況です。今後土地の処分を検討するときに、登記の手続きをしないと処分ができないため現況証明願いの申請がされたものです。 |
| 局長 | 現況については担当の農業委員さんと確認したところ住宅地に囲まれた場所であり上下水道共に整備されているところであり申請のと通りの農地以外であることを調査しております。 |
| 局長 | 申請地2番については[]の地区内で、昭和49年に住宅の建設目的で5条転用の許可を受けたが、その後住宅の建設がなされなかったため登記の手続きが出来ず「田」のまま残っている状況です。この土地は成年後見人がかかわった土地で、申請者は後見人がつく状況であるため登記の手続きが出来ず、農地のままでは処分も出来ないため成年後見人による現況証明願いの申請がされたものです。 |
| 局長 | 現況について担当の農業委員さんと確認したところ昭和49年から手が付けられておらず原野となっております。 |
| 局長 | 補足説明は以上です。 |
| 議長 | ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 |
| 委員 | これより質疑をお受けいたします。何か御意見等はないでしょうか。 |
| 委員 | 申請番号2番についてですが、この土地に連担した土地もあると思うが別の人が所有しているのか。 |
| 事務局 | 隣接地は別の方が所有しています。当時分譲を想定していたと思われませんが、隣接地も分筆され5条転用の申請がなされ、許可されています。 |
| 委員 | 申請地に行くのに道路はあるのか。 |
| 事務局 | 河川用地内に管理道路があります。 |
| 議長 | その他質問はないでしょうか。 |
| 委員 | (なし) |
| 議長 | 無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 |

| | |
|-------------------|--|
| <p>委員 議長</p> | <p>議案第2号について、申請のとおり承認し、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号「現況証明願いについて」は、願い出のとおりとすることに決定いたしました。</p> |
| <p>局長</p> | <p>日程第6、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局から概要の説明をいたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は5件で、経営移譲に伴う親子間の使用貸借が2件、農業を行いたいと考えるお孫さんと祖父の間の使用貸借が1件、先月3条の贈与で協議した農地を息子から適格法人への賃貸借するものが1件、もう1件は適格法人（を撤退するため）個人への売買を行うものでございます。概要は以上です。</p> |
| <p>議長 事務局</p> | <p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をいたします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>以上の許可申請の内容は、別添調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容説明を終わります。</p> |
| <p>議長 委員</p> | <p>それでは受付番号1番について、 担当の鶴野委員から現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(現地調査の報告)</p> <p>5番の鶴野です。</p> <p>受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>申請地は の農地で、経営を委譲するため、現在も農業を行っている息子さんへ農地を使用貸借するものであり、問題はないものと思います。</p> <p>以上で報告を終わります</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、受付番号2番について 担当の秋葉委員から現地調査の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>(現地調査の報告)</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>7番の秋葉です。</p> <p>受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>申請地は■■■■の農地で、経営を委譲するため、現在も農業を行っている息子さんへ農地を使用貸借するものであり、問題はないものと思います。</p> <p>以上で報告を終わります</p> |
| 議長 | ありがとうございました。 |
| | 続きまして、受付番号3番について■■■■担当の私から現地調査の報告を |
| | いたします。 |
| 委員 | (現地調査の報告) |
| | 受付番号3番について、現地調査を実施いたしました。 |
| | 申請地は■■■■の農地で、今後農業を継いでいこうと考えているお孫さん |
| | に農地を使用貸借するものであり、問題はないものと思います。 |
| | 以上で報告を終わります |
| 議長 | 続きまして、受付番号4番、5番について■■■■担当の鶴野委員から現地 |
| | 調査の報告をお願いします。 |
| 委員 | (現地調査の報告) |
| | 5番の鶴野です。 |
| | 受付番号4番について、現地調査を実施いたしました。 |
| | 申請地■■■■の農地で、先月親子間で譲渡のあった農地を息子から適格法人 |
| | へ賃貸借をするものであり、問題はないものと思います。 |
| | 続きまして受付番号5番について、現地調査を実施いたしました。 |
| | 申請地■■■■の農地で、今まで農業法人が所有する農地がありましたが、 |
| | その農業法人が農業より営業に力を入れることとなったため農地を手放そ |
| | うとするもので、元の農業者に農地を返すため売却するものであり問題はない |
| | ものと思います。 |
| | 以上で報告を終わります。 |
| 議長 | ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告 |
| | をいただきました。 |
| | これより質疑をお受けいたします。ご意見等はないでしょうか。 |
| 委員 | 申請番号5番は適格法人に載ってくるのか。 |
| 事務局 | 適格法人であります。農業収入よりその他収入(営業収入)が上回って |
| | くるため要件に満たないと以前からその関係者に話をしてきたところ、法人 |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>の農地を手放す事にしたため売買の申請がされたものです。</p> |
| 委員 | <p>その他質問はないでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>(なし)</p> |
| 委員 | <p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p> |
| 議長 | <p>議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 委員 | <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。</p> |
| 事務局 | <p>全員賛成ですので、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>日程第7、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> |
| 委員 | <p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> |
| 議長 | <p>(議案の朗読)</p> |
| 委員 | <p>なお、現地調査につきましては、1番 吉田委員、2番 三上委員、3番 遠藤委員でございます。</p> |
| 議長 | <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p> |
| 委員 | <p>それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>(現地調査の報告)</p> |
| 委員 | <p>3番の遠藤です。</p> |
| 議長 | <p>昨日の12月22日に、吉田委員、三上委員、事務局2名と私の5名で現地の調査を実施いたしました。</p> |
| 委員 | <p>受付番号1番の申請地は都市計画区域内の■■■■で、道道■■■■と町道■■■■の交差点から東に約30m南側に面した場所です。周辺は住宅が連担しており下水道等の公共設備が整備され近隣には公共施設もあることから農業生産性は非常に低く、住宅の建設のため転用することは問題がないものとして調査をしてきました。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告を終わります。</p> |
| 委員 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 議長 | <p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 局長 | <p>受付番号1番につきましては現地調査で報告いただいたとおり、都市計画区域内の[]に位置し、第1種低層住居専用地域に指定されているとともに、周辺は公共施設があり宅地化も進み、上下水道も整備されているため農地として使用することは難しいものと考えます。</p> <p>なお、この許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。以上で補足説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>れより質疑をお受けいたします。ご意見等ないでしょうか。</p> |
| 委員 | (なし) |
| 議長 | <p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 委員 | (全員挙手) |
| 議長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定します。</p> |
| 議長 | <p>日程第8、議案第5号「買入れ協議を行った農用地 利用集積等 促進計画を定めるべき旨の要請（貸付タイプ5年）について」を議題といたします。</p> <p>事務局から計画の概要を説明します。</p> |
| 局長 | <p>本件については先月の議案で買入協議を行った農地について、次に公社に所有権を移転するため促進計画を定めるべき旨の要請をするものであります。案件については3件で、今後、買い取った農地を5年後に買い取る農業者に貸し出すため、再度議案が提出がなされます。</p> <p>以上で概要説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> |
| 事務局 | <p>(議案の朗読)</p> <p>以上の案件につきましては農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストにより内容を審査し、賃貸要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 議長 | <p>ただ今、議案第5号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>(なし)</p> |
| 議長 | <p>質問が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 委員 | <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「買入協議を行った農用地 利用集積等 促進計画を定めるべき旨の要請（貸付タイプ5年）について」は計画を適当と認め、要請することに決定いたしました。</p> |
| 局長 | <p>日程第8、議案第6号「農用地 利用集積等 促進計画を定めるべき旨の要請（即売りタイプ・貸付タイプ5年）について」を議題といたします。 事務局から計画の概要を説明します。 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請による案件は4件で、旧集積事業による売買が2件で、残りの2件については公社が買い取った農地を5年後に買い取る農業者へ5年間の賃貸をするものです。今後はこの総会で議決後に北海道農業公社に対して促進計画を定めるべき要請をし、その後認可されます。認可後については来月以降に総会諸報告で報告いたします。 以上で概要説明を終わります。</p> |
| 議長 事務局 | <p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上の案件につきましては農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストにより内容を審査し、認可要件をすべて満たしていると考えます。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、議案第6号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。ご意見等ありませんか。</p> |
| 委員 | <p>申請番号2番の申請者が他1名となっていますが他1名の方は事務局で把握しているのか。</p> |
| 事務局 | <p>把握しております。今までも共有名義の土地については他何名として受付</p> |

| | |
|-----|--|
| | をして議案にしております。 |
| 委員 | 議案6号の即売について買う人は売買価格の1%と消費税に加え登記手数料を取られる。また、売る方は売買価格から2%に加え消費税が手数料として引かれる。ということは公社は3%以上の手数料を得ているという事ではないのか。また、売主買い主双方にとって負担が増えるのではないのか。課題は国に伝わっているのか。 |
| 事務局 | ご質問のとおりです。これについては会長も全国会長大会において北海道団員の要請として国会議員に農業者にとって不利である旨伝えてあります。 |
| 委員 | 申請番号3、4番については公社から借り入れる期間が5年でないのはなぜですか。 |
| 事務局 | もともと元の借主が5年後に買い取る条件で公社から借り受けていた農地で諸事情により公社から買い取ることができなくなったため他の人が新たに借り入れることになりました。そのため、当初公社から借り受けた5年の期間が変わるものではないのでその残期間で買い取るようになったためです。 |
| 委員 | 申請番号3、4番について備考欄の10アール当たり単価が記載されているが賃借料の価格の根拠が分からない。どう決められているのか。 |
| 事務局 | 備考欄の単価は5年後に買い取る農地の単価が記載されています。なお、賃貸価格の対価については1番初めに改善組合や農協、農業委員を参集し売買協議で決定されて5年後に買い取る農地の1%が賃借料としてかかる制度となっています。 |
| 議長 | その他質問はないでしょうか。 |
| 委員 | (なし) |
| 議長 | 質問が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 |
| 委員 | (全員挙手) |
| 議長 | ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第6号「農用地 利用集積等 促進計画を定めるべき旨の要請（即売りタイプ・貸付タイプ5年）について」は計画を適当と認め、要請することに決定いたしました。 |

| | |
|-----|--|
| 議長 | 日程第10、報告第1号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題といたします。 |
| 事務局 | 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案朗読) 以上現在までに報告書の提出がありました64法人につきましては、別添の別記第19号様式「農業生産法人要件確認書」にあるとおり、経営要件、事業要件、構成員要件及び業務執行役員要件の全てを満たすと考えます。 次に補足説明をいたします。 ※補足説明 ※決算期間の違いにより提出日が異なるので何件かは今後出てきます。 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 |
| 議長 | ただ今、報告第1号について事務局から説明がありました。 |
| 委員 | 特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。 |
| 事務局 | まだ出てきていない法人はあるか。 提出期限を迎えていないところは出ていませんので提出後に報告いたします。 |
| 委員 | 法人報告書は持ち帰って確認してよいか。 |
| 事務局 | 個人情報に記載されているので取り扱いにはご注意願います。 |
| 委員 | 水活交付金は売り上げに入れてよいか。 |
| 事務局 | 制度上は大丈夫と認識しています。税理上では税理士によって分けているところもあるかと思いますがいずれにしても農業収入が50%を超えていれば問題ないものと判断しています。 |
| 議長 | その他質問はございませんか。 |
| 委員 | (なし) |
| 議長 | 無いようですので、報告第1号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」は、報告があった64法人について、農地所有適格法人の要件を満たしていると認め報告第1号を終了します。 |
| 委員 | 以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいたします。 |
| 委員 | (なし) |
| 議長 | 無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。 |

| | |
|-----|---|
| 局 長 | (連絡事項) 閉会にあたりまして、高宮会長から御挨拶をお願いいたします。 |
| 議 長 | (閉会挨拶) 以上をもちまして、「第30回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。 御苦労さまでした。 |